

会 員 各 位

(公社) 日本医業経営コンサルタント協会  
会 長 永 山 正 人  
(押印省略)

### 総務委員会、広報委員会、学会・学術委員会委員の公募について

平素より当協会の事業運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび総務委員会、広報委員会、学会・学術委員会の委員改選（任期：令和 3 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日）にあたり、委員を募集いたします。ご希望の方は、正会員 2 名の推薦を受け、所属する支部の支部長にお申込みください。

#### 公 募 要 項

- (1) 総務委員会、広報委員会、学会・学術委員会の業務：別紙のとおり
- (2) 委員数：各地区協議会（別紙のとおり 7 地区）から各委員会に委員 1 名  
◆委員会運営規則第 4 条第 1 項により、地区協議会から各常任委員会に 1 名ずつ選出することになります。
- (3) 資格および条件
- ①協会正会員の方（原則として、令和 3 年 4 月 1 日現在 73 歳に達していない方）
  - ②再任回数は、原則として 3 期 6 年まで
  - ③委員会に出席（年 6 回～8 回程度）することが可能で、活発に活動していただける方
  - ④地区内の正会員 2 名の推薦を受けられる方
- ◆**会員規則第 5 条第 1 項第 2 号（義務）に抵触する場合は応募できません（下記抜粋）。**
- ①倫理基準、定款及び規則等を遵守すること
  - ②会費等の未納がないこと
  - ③協会の組織及び制度の活性化に積極的に協力すること
- (4) 応募方法
- ①「常任委員会委員応募書」に希望する委員会名、経歴等を記入
  - ②「常任委員会委員推薦書」をご利用のうえ、地区内の個人正会員 2 名から推薦を受ける
  - ③上記①②の書類を所属支部の支部長宛に **令和 3 年 1 月 15 日（金）必着** で提出
- (5) その他：
- 委員会に出席した場合は、協会旅費規程に基づき旅費等を支給します。  
また、年間上限 10 時間（複数の委員会等を併任する場合は 15 時間）を継続研修履修時間として認定します。

応募書・推薦書等は協会 HP <http://www.jahmc.or.jp/> からダウンロードできます。

本件に関するお問合せ先：事務局 総務部総務課

支部長 殿

## 常任委員会委員応募書

令和 年 月 日

次のとおり常任委員会委員(任期:令和3年4月1日～令和5年3月31日)に応募します。

1. 応募者氏名	⑩
2. 会員番号および会員年数	会員番号 ( ) 会員在籍年数 年
3. 所属支部	支部
4. 希望する常任委員会	<u>※希望する委員会について、第1希望、第2希望を明示してください。</u> <u>※ご希望を踏まえ地区協議会において、調整のうえ決定し、推薦します。</u>  ( ) 総務委員会 ( ) 広報委員会 ( ) 学会・学術委員会
希望する理由・委員としての活動目標あるいは項目 (必ずご記入ください。委員採否の重要な事項です。)	

※ご自身が所属している支部の支部長にお送りください。

支部長 殿

## 常任委員会委員推薦書（正会員用）

令和 年 月 日

次のとおり \_\_\_\_\_ 会員を \_\_\_\_\_ 委員会委員に推薦します。

1. 推薦人氏名	会員番号 ( ) <span style="float: right;">⑩</span>
2. 推薦人所属支部	支部
【 推薦理由 】	

※地区内の会員2名からの推薦が必要です。（本紙をコピーしてお使いください）

※推薦する人は、地区内会員2名まで推薦人となれます。

## 委員会運営規程（抜粋）

## （常任委員会の業務）

第3条 常任委員会の業務は、次のとおりとする。

## 1. 総務委員会

- ア 年度事業計画案の取りまとめに関すること（支部及び地区協議会を含む）
- イ 会員の拡充・確保に関すること
- ウ 会員の入退会及び休止申請の審査に関すること
- エ 規則・規程等の整備・管理に関すること
- オ 会員等の綱紀監察に係る情報収集・管理に関すること
- カ その他、他の委員会の所管に属さない事項

## 2. 広報委員会

- ア 医療機関・関係団体等への広報活動に関すること
- イ 外部向けセミナーの企画立案に関すること
- ウ 機関誌 JAHMC の編集及び発行に関すること
- エ その他、広報に関する事項

## 3. 学会・学術委員会

- ア 日本医業経営コンサルタント学会の企画・運営に関すること
- イ 地域研究交流会の開催に関すること
- ウ 外部団体の学会への参加に関すること
- エ その他、学会・学術に関する事項

## 協会組織規程（抜粋）

## （支部及び地区協議会）

第4条 定款第47条に規定する支部及び地区協議会を次の表に掲げるとおりに置く。

名 称	支 部 名
北海道・東北地区協議会	北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
東京地区協議会	東京都
関東・甲信越地区協議会	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 神奈川県 新潟県 山梨県 長野県
東海・北陸地区協議会	富山県 石川県 福井県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県
近畿地区協議会	滋賀県 京都府 大阪府・和歌山県連合 兵庫県 奈良県
中国・四国地区協議会	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州・沖縄地区協議会	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県